

平成25年5月

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰の概要

(公社)全日本トラック協会

1. 事業の主旨

都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が実施した、先進的で創意工夫等のある取組により、他のものの模範となりえるような事業に対して顕彰を行う。

2. 主な顕彰候補対象事業

次に掲げる顕彰候補対象事業例等に該当する事業。

- (1) 収益向上事業(例:積載率等の向上、同業他社との業務提携構築、提案型の物流一括請負、ユニークビジネスの開拓など)
- (2) 安全対策事業
- (3) 環境対策事業
- (4) 社会貢献事業
- (5) その他

3. 顕彰対象者等

- (1) 事業実施主体が都道府県トラック協会の青年組織に所属する会員事業者で、貨物自動車運送事業法等の悪質違反がない者。
- (2) 顕彰候補者が申請する事業は、トラック協会以外の助成金等を受けない事業。

4. 顕彰金額・総額

1事業に対する顕彰金は100万円。最大5事業を対象とし、顕彰総額500万円とする。

5. 申請受付期間

平成25年6月20日～平成25年10月31日

6. 申請手続き

都道府県トラック協会あてに顕彰に係る申請書及び添付書類を送付

7. 顕彰の決定

事業内容が本顕彰の趣旨に合致したものについて、審査し決定する。
なお審査にあたり、事前調査または事業概要の説明を求める場合がある。

8. 結果の公表

「(公社)全日本トラック協会青年部会全国大会」等で顕彰認定事業の紹介を行うため、各受賞者はプレゼンテーション資料を作成し発表する。(5分以内)

なお、当日発表のための交通費は、受賞事業者に所属する者1名に限り、往復交通費の半額を支給する。

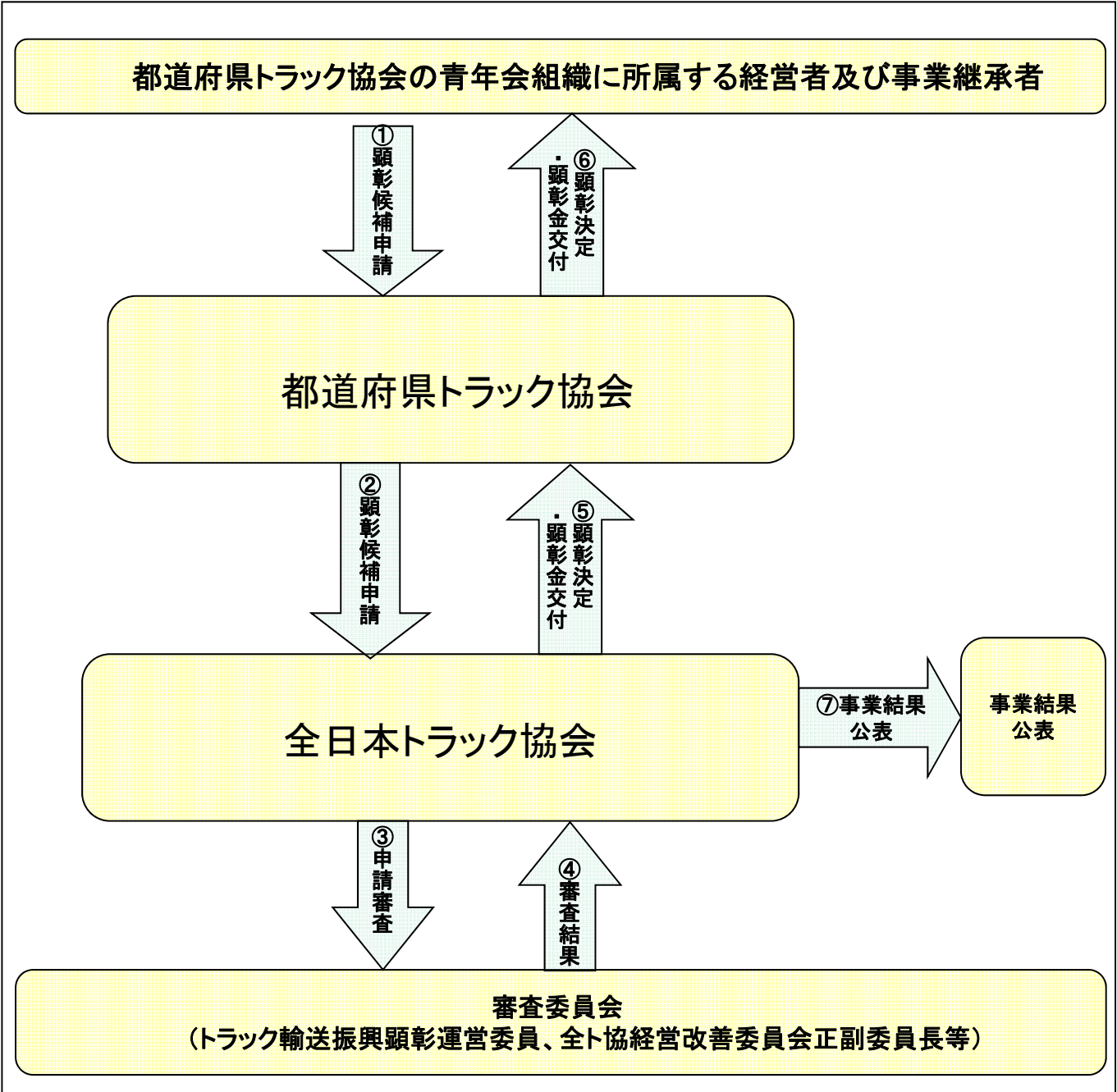
以上

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰規定基本スキーム

1. 事業の趣旨

青年組織に所属する経営者等が、先進的で創意工夫等のある取組により他のものの模範となれるような事業に対して顕彰を行う。

2. 手続きの流れ



青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰 における留意事項

平成25年5月27日
公益社団法人 全日本トラック協会

1. 申請の流れ等

- (1) 事業計画書受付先及び問い合わせ先
都道府県トラック協会及び全日本トラック協会
- (2) 受付期間
平成25年6月20日 ~ 平成25年10月31日
- (3) 申請書類
○申請書
○添付書類 事業報告書(記入例参照)
直近の「営業報告書」
トラック協会青年組織で申請する場合は、組織概要
(会員数・予算・主な活動)が分かる書類を添付する。
正1部
副1部(コピー可)
提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出書類等は返却しません。
- (4) 交付決定審査等
「審査委員会」において顕彰事業の認定を決定します。
- (5) 結果通知
審査の結果については、後日、申請者宛に結果通知書をお送りします。
提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出書類等は返却しません。

2. 事業報告書(概要)および事業報告書の記載内容について

- ・事業報告書(概要)の記入項目(様式P10 記入例P15参照)
事業報告書の記載項目を取りまとめ、事業概要を記入。
- ・事業報告書の記入項目(様式P11~14 記入例P16~19参照)
- (1) 事業の種類
収益性向上事業、 安全対策事業、
環境対策事業、 社会貢献事業など

(2) 会社の概要

名称、所在地、連絡先、担当者名、設立年月日、資本金、従業員数、保有車両数を記入

(3) 事業の目的

(4) 事業の内容

事業のフロー図、イメージ図（例実施前、実施後等）、収益性向上事業具体例、安全対策事業具体例、環境対策事業具体例、社会貢献事業具体例等を記入

(5) 事業の必要性

(6) 事業で得られた効果

(7) 事業に要した費用の内訳

(8) 事業実施スケジュール

これまでの事業立ち上げ準備、事業の実施など、各々の段階に沿って簡単な表を作成

(9) その他

パートナーや顧客と事業を実施した場合は、該当事項を記載